補助職員のレンタル被服業務委託に係る企画競争の公示

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

令和8年3月 11 日

軽自動車検査協会
理事長　江角　直樹

1．目的

主に窓口に従事する補助職員に統一のレンタル被服を貸与することによりES及びCSを向上させ、また、請求を外部委託することにより、事務所の管理担当職員の負担軽減を図ることを目的とする。

2．委託業務概要

(1)業　務　名　　補助職員のレンタル被服業務委託
(2)業務内容　　補助職員のレンタル被服業務委託基本仕様書のとおり
(3)履行期限　　令和 13 年 12 月 26 日(金)まで
(4)予　算　額　　103,200 千円(税抜き)
(5)発　注　者　　軽自動車検査協会　契約担当役　理事長　江角直樹

3．参加資格

(1)令和7・8・9年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)で「役務提供等」の競争参加資格を有する者であること。
(2)予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
(3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づき会社更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(4)国土交通省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
(5)次のいずれにも該当しないこと。
　① 役員(業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人・団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下暴力団員」という。）であると認められるとき。

② 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号について同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が自己、当該法人・団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)個人情報保護マネジメントシステム又はプライバシーマークの取得、若しくはこれらと同様の個人情報保護措置を講ずる体制を整備していること。

(7)役職員が問い合わせ可能なコールセンター又はサポートデスク機能を有していること。

(8)「補助職員のレンタル被服業務委託に係る企画提案実施要領」及び「補助職員のレンタル被服業務委託基本仕様書」の配付を受けた者であること。

4．実施要領及び基本仕様書の配付

会社名・氏名・連絡先記載の用紙と引き換えに次のとおり配付するものとする。（様式、サイズは問わない。）

(1)配付期間

令和8年3月 11 日（水）～令和8年5月8日（金）

（上記期間中、土曜日、日曜日、祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分とする。）

(2)配付場所

〒160－0023

東京都新宿区西新宿3－2－11　新宿三井ビル2号館 15 階

軽自動車検査協会　検査部検査企画課　担当：赤松

TEL：03－5324－6613

5．説明会の実施及び企画提案書の提出等

(1)提出期限

令和8年5月8日（金）17 時までに提出すること。
受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時 00 分から 17 時 00 分とする。
(2)提出場所
上記4．(2)と同じ
(3)提出方法
担当部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は信書便とする。（提出期限必着）
ただし、郵送の場合は、提出期限の 17 時 00 分までに必着のこと。
(4)説明会実施について
令和8年3月 19 日（木）15:00 から
但し、希望者は3月 18 日（水）17:00 までに4．(2)まで連絡を行うこと。
(5)企画提案に関するプレゼンテーションについて
提案の内容を理解するため、企画提案書を使用してのプレゼンテーションを行う。
・日時：参加者に別途連絡する。（5月 11 日（月）及び 12 日（火）予定）
・場所：軽自動車検査協会　16 階会議室

6．その他
(1)企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、全て提案者の負担とする。
(2)提出された企画提案書等は、提案者の選定以外には使用しない。
(3)企画提案書等は、原則返却しない。
(4)企画提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該企画書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
(5)提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
(6)企画提案書等作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用してはならない。
(7)提出された企画提案書等は、公正性、透明性、客観性を期すために公表することがある。
(8)この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
(9)提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、契約手続の完了までは、当協会との契約関係を生じるものではない。
(10)関連情報を入手するための照会窓口は4．(2)に同じ。その他の詳細は基本仕様書による。